

「指定居宅介護支援事業」重要事項説明書 (美吉野園居宅介護支援センター)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(奈良県指定 第 2973600360 号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。
要介護認定を申請中の方でもサービスの利用は可能です。

◇◆ 目 次 ◆◇

1. 事業者の概要	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 非常災害時の対応	4
8. 緊急時の対応	4
9. 事故発生時の対応	4
10. 医療と介護の連携について	4
11. 差別解消について	4
12. 障害福祉制度との連携について	5
13. 守秘義務に関する対策	5
14. 利用者の尊厳	5
15. 虐待の防止のための措置	5
16. 身体的拘束の適正化	5
17. ハラスメント対策について	5
18. 業務継続に向けた取組の強化	5
19. 苦情の受付について	6
20. 提供するサービスの第三者評価の実施について	6

1. 事業者

- (1) 法人名　社会福祉法人 総合施設美吉野園
(2) 法人所在地　奈良県吉野郡大淀町下渕 629 番地
(3) 電話番号　0747-52-5555～7
(4) 代表者氏名　理事長 森川 敬介
(5) 設立年月日　昭和 23 年 5 月 14 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類　指定居宅介護支援事業所
平成 11 年 8 月 26 日指定奈良県第 2973600360 号
- (2) 事業所の目的　要介護者の相談に応じ、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他に便宜を図る事を目的とします。
- (3) 事業所の名称　美吉野園居宅介護支援センター
- (4) 事業所の所在地　奈良県吉野郡大淀町下渕 887-2 番地 桜ヶ丘コーポ
- (5) 電話番号　0747-55-4005
- (6) (管理者)　氏名 田端 鈴子
- (7) 当事業所の運営方針
- ① 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力、置かれている環境等に応じ利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが、総合的かつ効率的に提供され自立した日常生活を営む事が出来るように配慮しながら行う。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって提供される居宅サービス不正に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (8) 開設年月日　平成 11 年 8 月 26 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域　奈良県吉野郡大淀町
(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎日 (但し、12月29日から1月3日は除く)
営業時間	8:30～17:30

当事業所では、24 時間連絡体制を確保しておりますので、営業日、営業時間外につきましても対応しております。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	業務内容	常勤兼務	常勤専従	常勤換算	指定基準	計
管理者	事業所の管理・運営全般	1	0	1	1	1
主任介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	0.5	1	1.5	1	1.5
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	0	1	1	1	1

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容

- ① 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

※サービスの提供に関する記録を作成し、契約終了後 5 年間保管いたします。

※ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。

(2) サービス利用料金

1. 基本料金

要介護を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

※利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1ヶ月当たり）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日市町村窓口に提出することで、全額払い戻しが受けられます。

※別紙参照

②加算

要件を満たす場合に、基本利用料に下記の料金が加算されます。

※別紙参照

(3) 交通費

通常の事業実施地域を越えた地点から居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。 1km毎 30 円

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスを行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) ハラスメントについて

暴言、暴力、ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中止や契約を解約する場合があります。

7. 非常災害時の対応

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 差別解消について

「障害者差別解消法」に基づき、事業者が利用者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮に努めます。尚、事業者が講すべき対応指針については、「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」に準じるものとします。

11. 医療と介護の連携について

医療系サービスの利用を希望される場合に、主治医等に意見を求めて、ケアプランを交付します。入院の時には、利用者等に担当ケアマネジャーの氏名等を、入院先の医療機関に提供をお願いします。また、サービス事業所から伝達された利用者の健康に関する情報等やモニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の情報等を、必要に応じて主治医等に対して情報伝達を行います。

12. 障害福祉制度との連携について

障害福祉サービスを利用してきた利用者が、介護保険サービスを利用する場合に、障害福祉制度の特定相談支援事業者と連携を図ります。

13. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

14. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

15. 虐待の防止のための措置

虐待防止に関する責任者の設置、定期的な委員会の開催と結果について従業員への周知徹底、指針の整備、職員に対する定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じます。

16. 身体的拘束等の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

17. ハラスメント対策について

適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

18. 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。

1、業務継続に向けた計画(業務継続計画・BCP)を策定し、感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を講じます。

2、業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練(シミュレーション)を定期的に実施します。

3、定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行います。

19. 苦情の受付について

(ア) 苦情の受付

事業者は、利用者からの相談及び苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応します。

➤ 苦情受付窓口（担当者）

[職名] 総務課長 竹村 真理

受付時間 毎週 月曜日～金曜日 8:30～17:30

TEL 0747-52-5555～7

➤ 苦情解決責任者 管理者 田端 鈴子

➤ 第三者委員 福田 宗喜 (0747-22-7593)

奈良県五條市滝町357

辻本 雅英 (0746-32-2118)

奈良県吉野郡大淀町新野356

また、苦情受付ボックスを設置しています。

(イ) 行政機関その他苦情受付機関

大淀町 介護保険担当係	所在地 奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090番地 電話番号 0747-52-5501 FAX 0747-52-4310 受付時間 平日 8:30～17:15
国民健康保険 団体連合会	所在地 奈良県橿原市大久保町302-1番地 (奈良県市町村会館内) 電話番号 0120-21-6899 FAX 0744-21-6822 受付時間 平日 9:00～17:00
奈良県 社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 奈良県橿原市大久保町320-11番地 電話番号 0744-29-1212 FAX 0744-29-1212 受付時間 平日 9:00～17:00

20. 提供するサービスの第三者評価の実施について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
評価結果の開示状況	なし

年　月　日

指定居宅介護支援の開始に当たり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

所在地　　奈良県吉野郡大淀町下渕 887-2 番地 桜ヶ丘コーポ

施設名　　指定居宅介護支援事業所　　美吉野園居宅介護支援センター

(指定番号　奈良県 第 2973600360 号)

管理者名　田端 鈴子 印

説明者職名　介護支援専門員　氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しました。

ご利用者住所 _____

氏　名 _____

立会人・代筆者住所 _____

立会人・代筆者氏名 _____

続　柄 _____

別紙

サービス利用料金

①基本料金

区分 (介護支援専門員 1人当たりの利用者数)	要介護 1・2	要介護 3～5
居宅介護支援費（I）		
居宅介護支援費 i (45人未満の場合)	10,860円	14,110円
居宅介護支援費 ii (40人以上60人未満の場合)	5,440円	7,040円
居宅介護支援費 iii (60人以上の場合)	3,260円	4,220円
居宅介護支援費（II）		
居宅介護支援費 i (50人未満の場合)	10,860円	14,110円
居宅介護支援費 ii (50人以上60人未満の場合)	5,270円	6,830円
居宅介護支援費 iii (60人以上の場合)	3,160円	4,100円

②加算

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	1月につき 3,000円
特定事業所加算 I	(1) 常勤・専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。 (2) 常勤・専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。 (3) 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 (4) 24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に応じる体制を確保している事。 (5) 算定日が属する月の利用者のうち、要介護状態区分が要介護3～5の者の占める割合が40%以上あること。 (6) 指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 (7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、指定居宅支援を提供していること。	1月につき 5,190円

	<p>(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。</p> <p>(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1人当たり45名未満（居宅介護支援費（II）を算定している場合は50名未満）であること。</p> <p>(11) 介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。</p> <p>(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。</p> <p>(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p>	
特定事業所加算 II	<p>(1) 特定事業所加算（I）の算定要件</p> <p>(3) (4) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) の基準に適合していること。</p> <p>(2) 常勤・専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること。</p> <p>(3) 常勤・専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。</p>	1月につき 4,210 円
特定事業所加算 III	<p>(1) 特定事業所加算（I）の算定要件</p> <p>(3) (4) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) の基準に適合していること。</p> <p>(2) 常勤・専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること。</p> <p>(3) 常勤・専従の介護支援専門員を 2 名以上配置していること。</p>	1月につき 3,230 円
特定事業所加算 A	<p>(1) 特定事業所加算（I）の算定要件</p> <p>(3) (4) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) の基準に適合していること。但し、(4) (6) (11) (12) については、他事業所との連携は可能。</p> <p>(2) 常勤・専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること。</p> <p>(3) 常勤・専従の介護支援専門員を 1 名以上、非常勤・専従の介護支援専門員を 1 名以上配置していること。 (非常勤は、他事業所との兼務も可能)</p>	1月につき 1,140 円
入院時情報連携 加算 I	利用者が病院又は診療所に入院した当日に、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供了した場合	1月につき 2,500 円
入院時情報連携 加算 II	利用者が病院又は診療所に入院してから 3 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供了した場合	1月につき 2,000 円

退院・退所加算	(I)イ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている場合	1回につき 4,500円
	(I)ロ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けている場合	1回につき 6,000円
	(II)イ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている場合	1回につき 6,000円
	(II)ロ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けしており、うち1回以上はカンファレンスによる場合	1回につき 7,500円
	(III)	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けしており、うち1回以上はカンファレンスによる場合	1回につき 9,000円
通院時情報連携加算		利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	1月につき 500円
緊急時等居宅カンファレンス加算		病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	1回につき 2,000円
ターミナルケアマネジメント加算		在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備しており、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	1月につき 4,000円
特定事業所医療介護連携加算		(1) 退院・退所加算に係る医療機関等との連携を年間35回以上であること。 (2) 前々年度の3月から前年度2月までの間ににおいてターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定していること。 (3) 特定事業所加算(I)から(III)又は(A)のいずれかを算定していること。	1月につき 1,250円

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、運営規程に定める通常の事業の実施地域を越えて 指定居宅介護支援を行った場合に加算。	1月につき 基本料金の 5%を 加算
特定事業所集中減算	正当な理由なく、当該事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等について、特定の事業所によって提供されたものの占める割合が80%以上である場合に減算。ただし、当該事業所のケアプラン数が一定数以下である等の正当な理由がある場合を除く。	1月につき -2,000 円